

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額 (税込) (単位: 円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	
001	平成31年04月01日	平成31年度みやこ子ども土曜塾情報提供業務委託	5,051,200	子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室	株式会社石田大成社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002	平成31年04月01日	京都市保育人材確保事業の委託	当初 変更後 13,240,741 14,240,741	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	公益社団法人京都市保育園連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
003	平成31年04月01日	京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務委託(平成31年度)について	19,651,830	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	平成31年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004	平成31年04月01日	民間保育施設等職員の資質向上のための研修業務	12,782,407	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	公益社団法人京都市保育園連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
005	平成31年04月01日	京都市私立幼稚園家庭教育セミナー委託事業	7,994,000	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	京都市私立幼稚園PTA連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
006	令和元年07月01日	幼児教育・保育の無償化に関する給付認定・償還払い等業務	74,354,681	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
007	令和元年08月20日	京都市子ども・子育て支援制度システム機器更新に伴う作業委託業務について	33,450,560	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	平成31年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
008	令和元年09月02日	京都市楽只保育所新築工事ほか設計業務委託 ただし、建築及び設備基本設計・実施設計業務委託	33,000,000	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室	株式会社京都建築事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
009	平成31年04月01日	平成31年度京都市子育て支援短期利用事業に係る委託	予定総額 45,533,330	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	社会福祉法人積慶園ほか10件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
010	平成31年04月01日	京都市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理回収等業務委託	上限 5,000,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理回収等委託業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
011	平成31年04月01日	母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム保守運用業務委託	5,886,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	「母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム」保守運用業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
012	平成31年04月01日	児童扶養手当オンライン端末・付属機器レンタル	8,201,160	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	児童扶養手当オンライン端末・付属機器に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
013	平成31年04月01日	日本電気株式会社製端末その他付属機器賃借(福祉医療分)	21,097,386	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	日本電気株式会社製端末その他付属機器賃借(福祉医療分)に係る賃貸借業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
014	平成31年04月22日	2019年度子ども医療制度拡充に係るシステム改修	27,846,335	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	2019年度子ども医療制度拡充に係るシステム改修業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額 (税込) (単位：円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	
015	平成31年04月01日	児童手当オンライン端末・付属機器レンタルの賃貸借契約	5,547,228	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	児童手当オンライン端末・その他 付属機器に係る賃貸借業務コン ソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
016	平成31年04月01日	児童手当, 子ども医療, 高校進学・修学支援金業務委託	当初 変更後 408,206,952 509,683,752	子ども若者はぐくみ局子 ども若者未来部子ども家 庭支援課	株式会社パソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
017	令和元年06月01日	京都市児童家庭相談システム構築及び保守・運用業務	26,702,500	子ども若者はぐくみ局子 ども若者未来部子ども家 庭支援課	シャープマーケティングジャパン 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
018	平成31年04月01日	児童発達支援センターこぐま園療育事業委託	120,000,000	子ども若者はぐくみ局子 ども若者未来部子ども家 庭支援課	社会福祉法人京都基督教福祉会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
019	平成31年04月01日	京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託 (北総合支援学校通学 区)	23,695,732	子ども若者はぐくみ局子 ども若者未来部子ども家 庭支援課	社会福祉法人西陣会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
020	平成31年04月01日	京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託 (東総合支援学校通学 区)	14,501,586	子ども若者はぐくみ局子 ども若者未来部子ども家 庭支援課	特定非営利活動法人明日堂	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
021	平成31年04月01日	京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託 (西総合支援学校通学 区)	14,501,586	子ども若者はぐくみ局子 ども若者未来部子ども家 庭支援課	社会福祉法人京都基督教福祉会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
022	平成31年04月01日	京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託 (呉竹総合支援学校通学 区)	14,501,586	子ども若者はぐくみ局子 ども若者未来部子ども家 庭支援課	社会福祉法人カトリック京都司教 区カリタス会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
023	平成31年04月01日	京都市総合療育事業委託	16,088,281	子ども若者はぐくみ局子 ども若者未来部子ども家 庭支援課	社会福祉法人京都総合福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
024	令和元年07月01日	放課後等デイサービス支援事業委託 (社会福祉法人西陣会)	5,000,000	子ども若者はぐくみ局子 ども若者未来部子ども家 庭支援課	社会福祉法人西陣会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
025	令和元年07月01日	放課後等デイサービス支援事業委託 (社会福祉法人京都司教区カリタス 会)	5,000,000	子ども若者はぐくみ局子 ども若者未来部子ども家 庭支援課	社会福祉法人カトリック京都司教 区カリタス会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
026	令和元年07月01日	放課後等デイサービス支援事業委託 (社会福祉法人京都基督教福祉会)	5,000,000	子ども若者はぐくみ局子 ども若者未来部子ども家 庭支援課	社会福祉法人京都総合福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
027	平成31年04月01日	平成31年度児童福祉センター医薬品 コンサータ錠18mg 他	予定総額 6,982,967	子ども若者はぐくみ局児 童福祉センター総務課	株式会社メディセオ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額 (税込) (単位: 円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
028	平成31年度児童福祉センター医薬品 P L配合顆粒 他	予定総額 29,863,843	子ども若者はぐくみ局児童福祉センター総務課	株式会社平塚薬局	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
029	里親委託推進・支援等事業業務委託	6,797,520	子ども若者はぐくみ局児童福祉センター児童相談所	社会福祉法人積慶園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
030	平成31年度電力(高圧)供給契約	予定総額 5,868,304	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子育て支援総合センターこどもみらい館	エネサーブ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
031	京都市桃陽病院給食調理等業務委託	25,997,760	子ども若者はぐくみ局桃陽病院	株式会社ニチダン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
032	平成31年度ファミリーサポート事業に係る委託	35,378,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	公益社団法人京都市児童館学童連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
033	平成31年度放課後ほっと広場事業の委託	90,809,114	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	京都市学童保育所管理委員会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
034	「京都やんちゃフェスタ2019(第1部)」の実施の委託	15,668,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	公益社団法人京都市児童館学童連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
035	平成31年度京都市児童館事業(民設児童館)の委託	979,305,489	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人京都社会福祉協会ほか36件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
036	平成31年度児童館・学童保育所職員研修の委託	14,155,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	公益社団法人京都市児童館学童連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
037	平成31年度京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託	予定総額 114,779,251	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	公益社団法人京都市児童館学童連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
038	平成31年度学童クラブ事業(民設学童保育所)の委託	12,818,239	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人信愛保育園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
039	平成31年度中高生と赤ちゃんとの交流事業の委託	5,000,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会ほか22件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
040	平成31年度京都市子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業委託	114,057,500	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人積慶園 他17件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

契約日	件 名	契約金額 (税込) (単位：円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
041 平成31年04月01日	平成31年度地域若者サポートステーション事業委託	6,600,000	子ども若者はぐくみ局子 ども若者未来部 育成推進課	公益財団法人京都市ユースサービ ス協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度みやこ子ども土曜塾情報提供業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地
株式会社 石田大成社
- 6 契約金額（税込み）
5,051,200円
- 7 契約内容
広報紙「京都市はぐくみ通信/GoGo 土曜塾」に関する業務及び土曜塾ホームページに関する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
みやこ子ども土曜塾は、企業や大学、博物館、神社仏閣、NPO法人などの協力により学校休業日に子どもたちの豊かな学びと育ちの場を提供する事業であり、多くの子どもたちあるいは親子に参加を促進する情報提供業務が重要である。この業務の目的を効果的に達成するためには、一般競争入札ではなく価格以外の要素（能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等）における競争によって業務を実施する契約の相手方を選定する必要がある、また、本事業では広告を掲載し、効果的に経費節減を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
みやこ子ども土曜塾情報提供業務の委託における契約の相手方の選定に当たり、平成29年度にプロポーザル方式による選定を行った。結果、基準を満たした上記事業者を契約の相手方に選定した。
当プロポーザルにおける委託の有効期間については、受託者のみやこ子ども土曜塾事業に関する理解や習熟度等の観点からあまりに短いと効率的であるとは言えず、また、長いと受託者の技術向上等の意欲が失われる可能性等も出てくることから、年度単位を基本として業務の履行状況等を見ながら、5年以内を目安とする。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市保育人材確保事業の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
(当初) 平成31年4月1日
(変更後) 平成31年4月15日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
「京都市民間保育園等見学ツアー」については、平成31年4月15日から平成32年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町601番地の1 京都市子育て支援総合センターこどもみらい館3階
公益社団法人京都市保育園連盟
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 13,240,741円
(変更後) 14,240,741円
- 7 契約内容
 - (1) 京都市保育人材サポートセンターの設置・運営
 - (2) 保育園就職フェアの開催
 - (3) 潜在保育士再就職支援研修の実施
 - (4) 就業継続支援研修の実施
 - (5) 保育士試験合格者のための実技支援研修の実施
 - (6) 京都市民間保育園等見学ツアー
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
本業務の実施にあたっては、市内の保育園等の状況や保育人材に関する動向など保育に関する幅広い知識・情報を有するとともに、京都市だけでなく、保育人材確保の観点から重要となる保育士養成校、ハローワーク等の関係機関と連絡、調整できる関係及体制を有していることを必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
また、令和元年度からの新たな事業である京都市民間保育園等見学ツアーを実施することになり、契約内容の変更が生じたため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

連盟は、京都市内の全民間保育園が加盟する唯一の団体であり、市内の各保育園等の個別の現状や保育内容、保育人材の採用状況及び求人情報等の保育人材確保に関する幅広い情報を既に所有しているとともに、保育園等の近況についても速やかに情報を把握できる関係にある。また、これまでから保育士等人材確保検討会議や保育士養成校との懇談会等の取組を通して、上記の関係機関と連携を行い、関係を構築してきており、労働局からは保育人材職業紹介所の登録・許可（26-ユ-300337）を得ており、求人・求職者をマッチングできる資格を有している。

さらに、連盟の事務局には複数の常勤職員が勤務し、これまでから保育園等と日常的にやり取りしていることから、連絡、調整など円滑に業務を進めることができる体制を有している。以上により、連盟を委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務委託（平成31年度）について
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
《コンソーシアム名》
令和元年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム
《コンソーシアムの代表企業住所》
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1
《コンソーシアムの代表企業名》
富士通株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
19,651,830円
- 7 契約内容
子ども・子育て支援制度システムの運用支援業務，サーバその他周辺機器の稼働管理，及びパッケージ保守業務等を行う。ただし，本システムの機器等保守業務を除く。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
子ども・子育て支援制度システムは富士通株式会社が開発するパッケージを基礎とし，本市独自のカスタマイズを加えた上で運用しているが，令和元年度についても，平成30年度に引続き提供されるパッケージの修正内容に対し，当該カスタマイズを考慮した慎重な適用作業が必要となる。
また，子育て施策の推進に当たり，パッケージの改修に至らないものを含む様々な統計資料を新たに作成することが想定され，これらに遅延なく正確に対応するには，現在のシステムについての十分な知識及び技術に加え，これまでの本市との協議結果や事務運用を踏まえた的確な対応が必要となる。
従って，上記を満たす契約の相手先は開発元である富士通株式会社を代表者とする京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアムに限定され，競争入札に適さないため，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により，随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
民間保育施設等職員の資質向上のための研修業務
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町601番地の1
京都市子ども子育て支援総合センターこどもみらい館3階
公益社団法人 京都市保育園連盟
- 6 契約金額（税込み）
12,782,407円
- 7 契約内容
保育の質，専門性の向上のため，施設長，保育士，調理員等の保育施設等に勤務する職員に対する研修を実施し，もって児童処遇の向上を目指すもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
公益社団法人京都市保育園連盟は，保育における各分野ごとに，本市保育行政の実情を踏まえた諸課題等について，本市の民間保育施設長により協議する委員会を設置しているなど，本市民間保育施設における保育現場の実態，ニーズにきめ細かく対応し，保育の質向上のための効果的な研修内容・実施方法の詳細等を企画・立案し，迅速に実行できる体制を有している市内唯一の団体であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市私立幼稚園家庭教育セミナー委託事業
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
契約締結日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区室町通り高辻上る山王町561番地 京都私学会館内
京都市私立幼稚園PTA連合会
- 6 契約金額（税込み）
7,994,000円
- 7 契約内容
家庭教育の振興を図ることを目的として、私立幼稚園の保護者を対象とした家庭教育セミナーなどを委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市私立幼稚園PTA連合会は、公益社団法人京都市私立幼稚園協会加盟園の各単位PTAにより組織されており、相互の連携・協力を図りながら、京都市内の私立幼稚園教育の振興という観点も含め、契約内容を履行できる唯一の団体であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
幼児教育・保育の無償化に関する給付認定・償還払い等業務
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和元年7月1日
- 4 履行期間
令和元年7月1日～令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区本町2-5-7
アライドテレシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
74,354,681円
- 7 契約内容
幼児教育・保育の無償化に関する施設等利用給付認定及び施設等利用費の支給等の事務処理業務を委託するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託業務の内容は、契約の相手方の能力、技術、経験が業務遂行のために大きく影響することから、本業務の目的を効果的かつ効率的に達成するため、価格以外に事業者の能力、提案を評価することで相手方を選定する必要があったため、企画提案書に基づくプレゼンテーションを行うプロポーザル方式により受託候補者を選定したため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザルに応募した事業者からプレゼンテーションを受けた結果、実施体制や人員確保、業務実績等において、上記事業者が高い評価点を獲得したため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市子ども・子育て支援制度システム機器更新に伴う作業委託業務について
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日
令和元年8月20日
- 4 履行期間
令和元年8月20日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
《コンソーシアム名》
令和元年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム
《コンソーシアムの代表企業住所》
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1
《コンソーシアムの代表企業名》
富士通株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
33,450,560円
- 7 契約内容
現在稼働中の子ども子育て支援制度システムにおける機器（端末及びサーバ）が更新されるのに伴い、現行環境から新環境へのデータ移行、設定作業等を委託し、子ども・子育て支援制度システムの運用支援業務、サーバその他周辺機器の稼働管理、及びパッケージ保守業務等を行う。ただし、本システムの機器等保守業務を除く。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
子ども・子育て支援制度システムは富士通株式会社が開発するパッケージを基礎とし、本市独自のカスタマイズを加えた上で運用しているが、令和元年度についても、平成30年度に引続き提供されるパッケージの修正内容に対し、当該カスタマイズを考慮した慎重な適用作業が必要となる。
また、子育て施策の推進に当たり、パッケージの改修に至らないものを含む様々な統計資料を新たに作成することが想定され、これらに遅延なく正確に対応するには、現在のシステムについての十分な知識及び技術に加え、これまでの本市との協議結果や事務運用を踏まえた的確な対応が必要となる。
従って、上記を満たす契約の相手先は開発元である富士通株式会社を代表者とする京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアムに限定され、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市楽只保育所新築工事ほか設計業務委託 ただし、建築及び設備基本設計・実施設計業務委託

2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室

3 契約締結日

令和元年9月2日

4 履行期間

契約締結の日の翌日から令和2年7月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区三条通柳馬場東入中之町10
株式会社 京都建築事務所

6 契約金額（税込み）

33,000,000円

7 契約内容

京都市楽只保育所の新築工事に係る建築・設備の基本設計及び実施設計を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は、現在楽只市営住宅団地内にある楽只保育所を、平成30年度末で閉校となった元京都市立楽只小学校の跡地に移転整備するものである。設計に当たっては、子どもたちが、乳幼児期を過ごす育ちと生活の場として、子どもたちの自発的で創造的な活動を引き出す多様な生活体験が可能となり、また子どもたちが安全に過ごすことができる環境を整備することが求められる。さらに、京都市公共建築物等における木材利用基本方針（平成25年策定）では、公共施設の整備において、木材利用の拡大に率先して取り組むこととしていることから、本業務においては、木造での保育所設計を目指しており、実現に際しては、経済性、機能性を考慮した構造計画とする必要がある。

このように本業務においては、設計者の知識や経験、業務の実施方針などを把握する必要があるものとして、価格以外の要素も考慮したうえで受託者を選定する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約を用いている。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型簡易プロポーザルを実施した結果、評価の合計点が最上位であったため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市子育て支援短期利用事業に係る委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙1参照
- 6 契約金額(税込み)
(予定総額) 45,533,330円
- 7 契約内容
子育て支援短期利用事業の委託
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
本事業は、京都市子育て支援短期利用事業実施要綱第1条及び第5条のとおり、家庭において一時的に養育困難となった児童を児童福祉施設等で一定期間養育するものであり、委託先が限定されており、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
市内に所在する施設の中から、児童の受入態勢及び事業効果を考慮して選定
- 11 その他

(ショートステイ・トワイライトステイ委託先)

子育て支援短期利用事業委託先一覧

委託先	事業実施施設
社会福祉法人 積慶園	京都市西京区檜原角田町 1 - 42 児童養護施設 積慶園
社会福祉法人 平安徳義会	京都市西京区大原野灰方町 2 4 9 平安徳義会養護園
社会福祉法人 平安養育院	京都市東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町 4 0 0 - 3 児童養護施設 平安養育院
社会福祉法人 京都社会事業財団	京都市西京区山田平尾町 5 1 - 2 8 児童養護施設 つばさ園
社会福祉法人 カトリック京都司教区カリタス会	京都市北区衣笠西尊上院町 2 2 児童養護施設 京都聖嬰会
社会福祉法人 衆善会	京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 7 0 4 児童養護施設 和敬学園
社会福祉法人 迦陵園	京都市左京区下鴨宮崎町 1 0 9 児童養護施設 迦陵園
社会福祉法人 京都府社会福祉事業団	京都市伏見区桃山町遠山 5 0 児童養護施設 桃山学園
社会福祉法人 福朗	京都市山科区大塚南溝町 2 4 - 2 母子生活支援施設 ヴェインテ
社会福祉法人 宏量福祉会	京都市右京区山ノ内宮脇町 9 母子生活支援施設 野菊荘

(ショートステイ委託先)

子育て支援短期利用事業委託先一覧

委託先	事業実施施設
社会福祉法人 積慶園	京都市西京区樫原前田町 1 - 20 乳児院 積慶園
社会福祉法人 平安徳義会	京都市西京区大原野灰方町 2 4 9 平安徳義会乳児院

(トワイライトステイ委託先)

子育て支援短期利用事業委託先一覧

委託先	事業実施施設
社会福祉法人 本願寺社会福祉事業センター	京都市右京区太秦安井二条裏町 1 5 母子生活支援施設 本願寺ウイスタリアガーデン

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理回収等業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区二条通河原町東入北側 京都書店会館3階
母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理回収等委託業務コンソーシアム
代表者 石川良一法律事務所
- 6 契約金額（税込み）
（上限）5,000,000円
※出来高払い
- 7 契約内容
償還金の債権管理回収等業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

償還金は、母子家庭等に貸し付けた債権であるという性質上、本業務の実施にあたっては、単に催告するだけでなく、相手方の経済状況等を踏まえつつ相談を行う等、きめ細かな対応が求められる。

したがって、本業務の目的を効果的かつ効率的に実施するには、価格だけでなく、その実施方針や実施方法等も考慮したうえで、選定する必要があることから、本業務の委託は、平成28年度にプロポーザル方式による業者選定を行い、実施方針、催告の方等、総合的に高く評価されたことから、平成29年度に前記5の業者と契約を締結した。

本業務実施に際しては、滞納者とのやり取りを通じて信頼関係を構築していくことが不可欠であり、特に債務者との交渉中に業者が変わった場合、当該債務者との信頼関係が瓦解する可能性があることから、一定期間同一の業者に実施させることが望ましい。また、プロポーザル参加希望者に配布した募集要項や仕様書に「本市及び受託者が合意した場合、3年を限度として1年ごとに契約更新することがある」旨を明記し、複数年契約を見込んで募集を行っている。

前記5の業者は平成29年度及び30年度における本業務について、全ての債務者に対して催告を行い、連絡がない場合は、債務者の住所地について住宅地図等で確認し、資力の有無等を債務者の状況の把握に努めているほか、電話による催告や訪問による催告又は調査を実施す

るなど債権回収に努めており、委託対象債権に対する回収金額の割合は平成29年度で約6.3%、平成30年度で約8.3%と、募集要項や仕様書に挙げた次年度契約の要件である2%を上回っており、一定の実績が出ている。

よって、本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当し、随意契約を行うことが適当である。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム保守運用業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島2丁目2番2号
「母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム」保守運用業務コンソーシアム
- 6 契約金額（税込み）
5,886,000円
- 7 契約内容
京都市母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム保守運用業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
母子父子寡婦福祉資金貸付事業の適切かつ円滑な運営のために導入している母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム（以下「本システム」という。）については、平成21年9月14日にシステム構築及び入力や出力等の運用業務に係るプロポーザルを実施し、富士通エフ・アイ・ピー株式会社（以下「同社」という。）が提案した母子寡婦福祉資金貸付システムが、最も評価が高かったため、同社のシステムを導入した。
本システムは、同社が保有する母子父子寡婦福祉資金貸付金に係るパッケージシステムを本市の要望に合わせてカスタマイズしたシステムであり、同社以外では履行できないほか、運用業務においても、データの入力や帳票の出力だけではなく、サーバの管理、ネットワーク障害に係る対応、問合せ対応や運用上の問題や課題整理等、本システムに係る専門的知識を有している必要があり、同社以外では履行できないことから、随意契約を行う。
本システムの開発や保守は、同社と富士通エフ・アイ・ピー九州株式会社と共同で行っていることから、同社のほか、富士通エフ・アイ・ピー九州株式会社とも契約する必要があるが、本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者には適用されないことから、同社を代表者とし、同社と富士通エフ・アイ・ピー九州株式会社によって構成されるコンソーシアムと随意契約する。
- 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
児童扶養手当オンライン端末・付属機器レンタル
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
児童扶養手当オンライン端末・付属機器に係る貸借業務コンソーシアム
代表者株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
8, 201, 160円
- 7 契約内容
児童扶養手当事務に係るオンライン端末・付属機器の貸借借契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
児童扶養手当オンラインシステムの各種機能は、ホストコンピュータ機器、ネットワーク機器、端末機器、印字装置機器、それぞれの制御ソフトウェア及びその設定環境（以下「システム環境」という。）から提供されており、これらのシステム環境が正常に維持されなければ、システムの安定稼動に支障が生じる。システムの安定稼動を確保し、また、機器の障害時には機器の交換を含めた即時の対応を行うことが必要であるため、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者による運用支援、障害対応及び予防保守等を包含した契約を締結する必要がある。上記条件に対応できる業者は自治体における電算処理業務に必要なシステムの安定的供給の確保を目的とする国の政策によって設立された、株式会社J E C Cのみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
日本電気株式会社製端末その他付属機器賃借（福祉医療分）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日～平成32年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
日本電気株式会社製端末その他付属機器賃借（福祉医療分）に係る賃貸借業務コンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
21,097,386円
- 7 契約内容
各区役所・支所，京北出張所，神川出張所，子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部
子ども家庭支援課及び同課分室における福祉医療オンライン端末の賃借
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
賃貸借契約の対象となる端末その他付属機器は，既存の機器設備及びオンラインシステムの一部として稼働させるものであり，必要なソフトウェア，機器の把握及び設置には既存のシステムについての十分な知識及び技術が必要となる。また，機器障害発生時の責任区分を明確にするためにも，既存の機器設備及びオンラインシステムを保守している業者と契約する必要がある。従って，契約の目的が競争入札に適さないため，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
福祉業務オンラインシステムの各種機能は，ホストコンピュータ機器，ネットワーク機器，端末機器，印字装置機器，それぞれの制御ソフトウェア及びその設定環境（以下「システム環境」という。）から提供されており，これらのシステム環境が正常に維持されなければ，

システムの安定稼動に支障が生じる。システムの安定稼動を確保し、また、機器の障害時には機器の交換を含めた即時の対応を行うことが必要であるため、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者による運用支援、障害対応及び予防保守等を包含したレンタル契約を締結する必要があるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
2019年度子ども医療制度拡充に係るシステム改修
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
平成31年4月22日
- 4 履行期間
2019年4月22日～2019年12月27日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
2019年度子ども医療制度拡充に係るシステム改修業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
27,846,335円
- 7 契約内容
令和元年9月からの子ども医療費支給制度の改正にあたって、オンラインシステムの改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
今回の電算処理システム改修契約は、次のとおり著作権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であり契約の相手方が特定されるため、随意契約により日本電気株式会社を代表者とするコンソーシアムに委託する。
既存の福祉医療システムは、日本電気株式会社の汎用コンピューターACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用することを前提として本市独自の開発が行われたものであり、日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設計、プログラム製造及び実行等を行うことができない。
したがって、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
今回委託する業務について必要となる本システムに関する詳細な技術情報及びソフトウ

エアの著作権は、日本電気株式会社だけが有しているため、同社が代表幹事を務めるコンソ
ーシアムを契約相手方とする。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
児童手当オンライン端末・付属機器レンタルの賃貸借契約
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
2019年（平成31年）4月1日～2020年（令和2年）3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
児童手当オンライン端末・その他付属機器に係る賃貸借業務コンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
5,547,228円
- 7 契約内容
区役所・支所子どもはぐくみ室（オンライン端末19台）、子ども家庭支援課（オンライン端末1台）並びに総合企画局情報化推進室情報政策担当（付属機器）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
児童手当オンラインシステムの稼動に当たり、必要なソフトウェア、機器の把握及び設置には現在のシステムについての十分な知識及び技術が必要となる。加えて、社会情勢の変化や新しい業務の追加により、処理能力の増強やセキュリティ向上等を図り機器更新をする必要に迫られることが予想されるが、一般の賃貸借（リース）においては長期の契約拘束期間が発生するため、単年度契約が可能な賃貸借契約（レンタル）を行う必要がある。
従って、契約の性質が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
(1) 児童手当オンラインシステム機能はホストコンピュータ機器、ネットワーク機器、端末機器、印字装置機器、それぞれの制御ソフトウェア及びその設定環境（以下「システム環境」

という。)から提供されており、これらのシステム環境が正常に維持されなければシステムの安定稼働に支障が生じる。システムの安定稼働を確保し、また、機器の障害時に機器の交換を含めた即時の対応を行うためには、これらの機器に精通した技術者による運用支援、障害対応及び予防保守等を包含した賃貸借を必要とされる場所、対応できる業者は自治体における電算処理業務に必要なシステムの安定的供給の確保を目的とする国の政策によって設立された、株式会社J E C Cのみである。

- (2) 本市においても、ACOSシステム(ホストコンピュータ)、住民基本台帳システム、外国人登録システム、税務システム、国民健康保険システム、介護保険システム等、多くのレンタル契約の実績があり、本システムに関しても平成13年度から契約先として選定している。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
児童手当，子ども医療，高校進学・修学支援金事業業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
【当初】平成31年4月1日
【変更後】令和元年8月1日
- 4 履行期間
2019（平成31）年4月1日から2022（令和4）年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通四条上ル筍町691
株式会社パソナ パソナ・京都
- 6 契約金額（税込み）
【当初】
（2019・平成31年度）136,068,984円
（2020・令和2年度）136,068,984円
（2021・令和3年度）136,068,984円
【変更後】
（2019・平成31年度）161,729,784円
（2020・令和2年度）173,912,184円
（2021・令和3年度）174,041,784円
- 7 契約内容
京都市における児童手当，子ども医療，高校進学・修学支援金に係る業務（以下，3業務という。）を一箇所に集約するとともに，業務効率化と市民サービスの向上を目的として，3業務を委託する。
なお，令和元年8月1日付けで，令和元年9月以降の子ども医療費支給制度の拡充に伴う業務増に係る変更契約を行う。
- 8 随意契約の理由
委託する3業務は高度な知識を要するものであり，更に個人情報を取り扱うことから，極めて強い守秘義務が要求される。以上のことから，競争入札には適さないため，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

平成31年1月29日に開催した受託予定者選定委員会※において、提案者に対するヒアリングを実施し、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を評価した結果、株式会社パソナが高い評価を得たことから委託契約先として選定した。

※委託契約先選定のため、子ども若者はぐくみ局職員4名、区役所職員2名、外部委員2名で組織した委員会

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市児童家庭相談システム構築及び保守・運用業務
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和元年6月1日
- 4 履行期間
令和元年6月 1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市平野区加美南3丁目8番25号
シャープマーケティングジャパン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
26,702,500円

7 契約内容

児童相談所及び区役所・支所で取り扱う、児童に関する相談（養護相談、虐待相談、障害相談、非行相談、育成相談等）について、新たに「児童家庭相談システム」を構築することにより、相談受付後の事務（調査、判定、指導、施設入所等）を一元管理し、適切なケースの進行管理と、市民への迅速・的確な施策の情報提供を図る。

また、これらの情報をシステムにおいてデータベース化することで、国への報告資料作成等に係る事務の効率化や、情報蓄積・分析をすることにより専門性の向上を図る。

令和元年12月末までに、本市仮想化基盤及びネットワークを所管する本市総合企画局情報化推進室及び各運用事業者（ネットワーク運用事業者、アプリ基盤運用事業者等。以下同じ。）と事前に調整のうえ、本市仮想化基盤上にシステムを構築するとともに、システムの構築に当たり必要となる調査、設計、開発の全ての業務を行うこと。

システムの構築後（令和元年12月末（又はシステム運用開始のいずれか早い日）から契約期間終了（令和2年3月31日）までの間、システムを円滑に運用するために必要な保守運用業務を実施すること。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「児童家庭相談システム」については、児童相談所及び区役所・支所で取り扱う、児童に関する相談受付後の事務を一元管理し、適切なケースの進行管理と、市民への迅速・的確な施策の情報提供を図ることを目的としている。当該システムをより効果的かつ効率的に開発、運用するために、価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容又は履行方法）における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。以上のことから、競争入札には適さないため、地方自治

法第167条の2第1項第2号の規定を適用する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

令和元年5月16日（木）に本市職員5名で構成する受託候補者審査委員会を開催し、提案者に対するヒアリングを実施した。当審査委員会において、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を評価した結果、シャープマーケティングジャパン株式会社を委託契約先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
児童発達支援センターこぐま園療育事業委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区檜原百々ヶ池3
社会福祉法人京都基督教福祉会
- 6 契約金額（税込み）
120,000,000円
- 7 契約内容
京都市児童福祉センター内にある児童発達支援センター「こぐま園」における児童発達支援、保育所等訪問支援及び障害児相談支援の直接処遇を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
心身障害児の特性に応じた指導及び保護者に対するケアを行う必要があり、障害特性、障害福祉施策等に関する知識を備えているスタッフや臨床心理士を必要とする。
当該法人は、児童発達支援センター「洛西愛育園」を運営しており、また、本市の療育支援事業を受託するなど、本事業の実施に必要なスタッフを確保しており、心身障害児及びその保護者に関する幅広い相談に対応可能であり、安定した運営を行ってきた。
こぐま園が入っている児童福祉センターは移転が予定されており、こぐま園の移転先等が検討段階であることから、利用者に不安を商事させず安定的支援が行えるよう、引き続き当該法人に事業を委託する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託（北総合支援学校通学区）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区元誓願寺通千本東入る元四丁目430-2
社会福祉法人西陣会
- 6 契約金額（税込み）
23,695,732円
- 7 契約内容
北総合支援学校に通う中高生のうち、常時の見守りや介助を必要とする障害児に対し、放課後等において、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
心身障害児の特性に応じた社会に適応するための日常的な訓練と地域住民等との交流活動を行うことにより、障害児を健全に育成するとともに、地域福祉の向上を視野に入れた運営を行う必要があることから、障害特性、障害福祉施策等に関する知識及び療育に関する高度な専門的技術を備えているスタッフを要する。
当該法人は、地域における障害児の健全育成に対して深い理解をもっていることと、これまで児童館事業を運営するうえで、積極的に障害児を受け入れており、その施設機能を最大限に活用することが可能であること、また、本事業の実施に必要な専門的知識と技術を備えたスタッフを有しており、北総合支援学校通学区区域内で唯一、上記要件を満たしていると判断される。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託（東総合支援学校通学区）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草大亀谷東古御香町25-5
特定非営利活動法人明日堂
- 6 契約金額（税込み）
14,501,586円
- 7 契約内容
東総合支援学校に通う中高生のうち、常時の見守りや介助を必要とする障害児に対し、放課後等において、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
心身障害児の特性に応じた社会に適応するための日常的な訓練と地域住民等との交流活動を行うことにより、障害児を健全に育成するとともに、地域福祉の向上を視野に入れた運営を行う必要があることから、障害特性、障害福祉施策等に関する知識及び療育に関する高度な専門的技術を備えているスタッフを要する。
当該法人は、地域における地域における障害児や障害者の自立と社会活動への参加を促進する事業を行い、もって障害保健福祉の推進に寄与することを目的に活動している団体であり、本事業の実施に必要な専門的知識と技術を備えたスタッフを有しており、東総合支援学校通学区内で唯一、上記要件を満たしていると判断される。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託（西総合支援学校通学区）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区檜原百々ヶ池3
社会福祉法人京都基督教福祉会
- 6 契約金額（税込み）
14,501,586円
- 7 契約内容
西総合支援学校に通う中高生のうち、常時の見守りや介助を必要とする障害児に対し、放課後等において、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
心身障害児の特性に応じた社会に適応するための日常的な訓練と地域住民等との交流活動を行うことにより、障害児を健全に育成するとともに、地域福祉の向上を視野に入れた運営を行う必要があることから、障害特性、障害福祉施策等に関する知識及び療育に関する高度な専門的技術を備えているスタッフを要する。
当該法人は、地域における地域における障害児の健全育成に対して深い理解をもっていることと、児童発達支援センター等を運営し、その施設機能を最大限に活用することができること、本事業の実施に必要な専門的知識と技術を備えたスタッフを有しており、西総合支援学校通学区区域内で唯一、上記要件を満たしていると判断される。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託（呉竹総合支援学校通学区）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区河原町通三条上る下丸屋町423
社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会
- 6 契約金額（税込み）
14,501,586円
- 7 契約内容
呉竹総合支援学校に通う中高生のうち、常時の見守りや介助を必要とする障害児に対し、放課後等において、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
心身障害児の特性に応じた社会に適応するための日常的な訓練と地域住民等との交流活動を行うことにより、障害児を健全に育成するとともに、地域福祉の向上を視野に入れた運営を行う必要があることから、障害特性、障害福祉施策等に関する知識及び療育に関する高度な専門的技術を備えているスタッフを要する。
当該法人は、地域における障害児の健全育成に対して深い理解をもっていることと、これまで児童館事業を運営するうえで、積極的に障害児を受け入れており、その施設機能を最大限に活用することができること、本事業の実施に必要な専門的知識と技術を備えたスタッフを有しており、呉竹総合支援学校通学区区域内に拠点を置く唯一、上記要件を満たしている団体と判断される。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市総合療育事業委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター内
社会福祉法人京都総合福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
16,088,281円
- 7 契約内容
京都市児童療育センター及び京都市児童福祉センター出張所において、総合療育事業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
心身障害児に対する療育訓練であり、高度の専門性と継続性を必要とする。当該法人は児童発達支援センター「ポッポ」、同「きらきら園」をはじめ、多数の障害児者関連施設・事業を運営しており、本事業実施上必要な体制と長年の経験・実績を有しているとともに、安定した事業運営を行っている。また、児童療育センターには言語聴覚士を配置し、高度な専門知識等を適切かつ効果的に実施できる市内唯一の法人であると認められる。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
放課後等デイサービス支援事業（社会福祉法人西陣会）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和元年7月1日
- 4 履行期間
令和元年7月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区元誓願寺通千本東入る元四丁目430-2
社会福祉法人西陣会
- 6 契約金額（税込み）
5,000,000円
- 7 契約内容
指定放課後等デイサービス事業所を対象に、児童への支援技術及び個別支援計画に基づく支援等について、助言・指導等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該事業については、主に障害児が利用する放課後等デイサービス事業所に対して助言及び技術指導を行うものであり、児童福祉、障害福祉及び相談支援における経験と専門的な知識に基づいた対応が求められる。このため、価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さず、公募型プロポーザルに基づく審査結果に基づき、随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和元年5月30日に受託候補者選定に係るプレゼンテーションを実施し、審査した結果、上記5の法人が適当と判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
放課後等デイサービス支援事業（社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和元年7月1日
- 4 履行期間
令和元年7月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区河原町通三条上る下丸屋町423
社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会
- 6 契約金額（税込み）
5,000,000円
- 7 契約内容
指定放課後等デイサービス事業所を対象に、児童への支援技術及び個別支援計画に基づく支援等について、助言・指導等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該事業については、主に障害児が利用する放課後等デイサービス事業所に対して助言及び技術指導を行うものであり、児童福祉、障害福祉及び相談支援における経験と専門的な知識に基づいた対応が求められる。このため、価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さず、公募型プロポーザルに基づく審査結果に基づき、随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和元年5月30日に受託候補者選定に係るプレゼンテーションを実施し、審査した結果、上記5の法人が適当と判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
放課後等デイサービス支援事業（社会福祉法人京都基督教福祉会）
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和元年7月1日
- 4 履行期間
令和元年7月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区樫原百々ヶ池3
社会福祉法人京都基督教福祉会
- 6 契約金額（税込み）
5,000,000円
- 7 契約内容
指定放課後等デイサービス事業所を対象に、児童への支援技術及び個別支援計画に基づく支援等について、助言・指導等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該事業については、主に障害児が利用する放課後等デイサービス事業所に対して助言及び技術指導を行うものであり、児童福祉、障害福祉及び相談支援における経験と専門的な知識に基づいた対応が求められる。このため、価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さず、公募型プロポーザルに基づく審査結果に基づき、随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和元年5月30日に受託候補者選定に係るプレゼンテーションを実施し、審査した結果、上記5の法人が適当と判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度児童福祉センター医薬品 コンサータ錠18mg 他
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター総務課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日～令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区八重洲二丁目7番15号
株式会社メディセオ
- 6 契約金額（税込み）
予定総額6,982,967円
- 7 契約内容
診療所で使用する医薬品の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
平成31年度は、平成31年10月の消費税増税に合わせて薬価改定が実施されるが、契約課への入札依頼時には、薬価改定の実施内容が未確定であり、本市・事業者ともに価格の設定ができな
いため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
見積合せによる
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度児童福祉センター医薬品 PL配合顆粒 他
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター総務課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日～令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区丸太町通川端東入下堤町78番地
株式会社平塚薬局
- 6 契約金額（税込み）
予定総額29,863,843円
- 7 契約内容
診療所で使用する医薬品の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
平成31年度は、平成31年10月の消費税増税に合わせて薬価改定が実施されるが、契約課への入札依頼時には、薬価改定の実施内容が未確定であり、本市・事業者ともに価格の設定ができな
いため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
見積合せによる
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
里親委託推進・支援等事業業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局児童福祉センター児童相談所
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区樫原角田町1番地42
社会福祉法人 積慶園
- 6 契約金額（税込み）
6,797,520円
- 7 契約内容
里親等への委託を推進するため、広報、研修、相談援助活動等の業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、社会的養護を必要とする子どもに家庭的な環境で愛着関係の形成を図る里親等への委託を推進するため、関係機関との連携・調整や、里親と施設との円滑な調整、里親への支援等を行うもので、里親制度に関する知識や児童福祉業務に関する専門性や実績、ノウハウ等が求められるほか、支援対象である里親との人間関係や信頼関係が重要となる。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
社会福祉法人積慶園は、乳児院及び児童養護施設の運営実績を有し、平成23年度（事業開始年度）から本事業を受託し訪問等で里親との信頼関係が十分に構築されている。また、乳児院及び児童養護施設で里親支援の役割を担う里親支援専門相談員の活動へのスーパーバイズを行うなど統括的役割も果たし、里親のみならず施設との信頼関係も十分に構築されており、安定的な里親支援体制の構築に資する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度電力（高圧）供給契約
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子育て支援総合センターこどもみらい館
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
滋賀県大津市月輪2丁目19番6号
エネサーブ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,868,304円
- 7 契約内容
子育て支援総合センターこどもみらい館における電力の供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約課への入札依頼が遅れたため入札に必要な期間を確保することが不可能となり、オープンカウンターを利用して見積書の提示があったエネサーブ株式会社について随意契約を締結した。なお、見積書はエネサーブ1社のみ提出があったが、オープンカウンターにより1週間以上の期間を設け、可能な限りの措置を講じて見積書の徴収を行ったため、1社からの見積をもって契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名 京都市桃陽病院給食調理等業務委託
- 2 担当所属名 子ども若者はぐくみ局 桃陽病院
- 3 契約締結日 平成31年4月1日
- 4 履行期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市阿倍野区阪南町5丁目3番5号
株式会社 ニチダン
- 6 契約金額（税込み）
25,997,760円
- 7 契約内容
医療法及び入院時食事療養に基づく病院入院患者への給食調理等業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当院では、アレルギー・心身症の入院患者の割合が高いことから、アレルギー食材除去、カロリー制限、好き嫌い対応等、治療の一環としての食事の提供にきめ細かな対応が必要である。安心・安全な食事を提供するため、質の高い衛生管理はもとより、これらの能力にも優れている者を選択して契約するには、価格以外に調理業務に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と教育訓練の取組、業務の繁閑に柔軟に対応する体制等を比較する必要があるため、委託業者については、公募型プロポーザルによる選考方法により選定する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度ファミリーサポート事業に係る委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階
公益社団法人 京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）
35,378,000円
- 7 契約内容
京都市ファミリーサポート事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
地域における育児の援助活動の推進を目的とした事業の委託であり、契約内容が、市民の身近な地域において専門性及び継続性を要する事業を実施するものであり、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都市児童館学童連盟は、日頃から児童館学童クラブ事業など児童福祉に深い関わりを有し、市内全域において事業を展開しており、また事業実施に必要な体制と児童福祉に関する経験と実績を有している。
京都市ファミリーサポート事業については、専門的な知識のあるアドバイザーを配置し、会員の登録、講習会の開催、会員同士の相互援助活動の調整等を行っており、長年の児童館・学童クラブ事業をはじめとする児童福祉に関する経験により、会員からの多岐にわたる依頼内容や緊急性のある依頼内容に対応することが可能となっている。
また、同団体は、各児童館の連絡調整機関として大きな役割を果たしているが、市内全域におい

て指定された児童館にファミリーサポートセンターの支部を設置し、本部と連携して地域における子育て支援を推進することが可能である。

以上のことから京都市ファミリーサポート事業は、専門性を有し、安定的に事業運営を行うため、価格競争になじまないことから、同団体を委託先として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度放課後ほっと広場事業の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和元年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階
京都市学童保育所管理委員会
- 6 契約金額（税込み）
90,809,114円
- 7 契約内容
放課後ほっと広場事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
放課後ほっと広場において実施する放課後児童健全育成事業は、昼間留守家庭における低学年児童の放課後の安全な居場所を提供するものであり、事業の実施に際しては、児童の健全育成に対して深い理解を持つことと、小学校等地域の関係機関と密接な関係を築いていくことが求められる。
よって、契約内容は、専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先は、公設学童保育所の指定管理者として8箇所の学童保育所を運営しており、児童の健全育成に対して深い理解を持っているとともに、地域の小学校等の関係機関と密接な関係を築いてきた実績がある。また、事業の実施についても意欲を有しており、これまでの学童クラブの事業の実績に鑑みて能力を有すると認められる。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「京都やんちゃフェスタ2019（第1部）」の実施の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和元年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階
公益社団法人 京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）
15,668,000円
- 7 契約内容
「京都やんちゃフェスタ2019（第1部）」の実施の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
事業内容が児童館・学童保育所の役割，活動を市民にPRするイベントであり，事業目的が子どもたちの健やかな心と身体の成長を図り，児童の健全育成を推進するものであることから，契約内容の性質及び目的が競争入札に適さないため，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により，委託契約を随意契約で行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
事業内容が児童館・学童保育所の役割，活動を市民にPRするイベントであり，事業を実施するに当たっては，児童館・学童保育所との緊密な連絡調整が必要となる。
公益社団法人京都市児童館学童連盟は，児童館・学童クラブ事業の委託先により構成される団体であり，事業を実施するに当たって最適であると考えられる。
また，同団体は，「京都やんちゃフェスタ」事業の実施に際して，第1回目から第3回目まで本市を中心とする実行委員会の補助組織として事業に参画し，第5回目は本市と共同で実行委員会を組織し，第5回目からは本事業の実施を受託していることから，本事業を円滑かつ効率的に進めるに

当たっての専門的知識を有している。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市児童館事業（民設児童館）の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）
979,305,489円
- 7 契約内容
京都市児童館事業（民設児童館）の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市の児童館においては、18歳未満の児童の健全育成を図ることを目的とした児童館事業と昼間留守家庭における低学年児童に対して放課後の安全な居場所を提供する学童クラブ事業を施設的に一元化して行うことを基本としている。
事業の実施に際しては、児童の健全育成に深い理解を持つことと、地域福祉の向上を目指した地域に開かれた児童館であるため、学校、保育所、福祉事務所等地域の関係機関との密接な関係を築いていくことが求められる。
よって、契約内容について、専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため、地域自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先は、地域における子育て支援及び児童の健全育成に対して深い理解をもっていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの児童館の運営における実績に鑑みて能力を有すると認められる。

委託先一覧(民設)

(別紙1)

委託先名称	委託先住所	児童館名称	児童館所在地	契約金額
社会福祉法人 京都社会福祉協会	京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町519番地	別紙社会福祉法人京都社会福祉協会民設児童館一覧	別紙社会福祉法人京都社会福祉協会民設児童館一覧	93,912,928
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	南大内児童館	京都市南区八条寺内町5番地	21,508,754
社会福祉法人 終野保育園	京都市北区上賀茂東上ノ段町36番地の2	終野児童館	京都市北区上賀茂中ノ坂町14番地の1	25,486,336
社会福祉法人 京都保育センター	京都市北区大将軍坂田町8番地1	たかつかさ児童館	京都市北区大将軍坂田町8番地1	25,282,433
社会福祉法人 大五京	京都市北区衣笠衣笠山町10番地	衣笠児童館	京都市北区衣笠衣笠山町10番地	25,692,212
社会福祉法人 西陣会	京都市上京区元誓願寺通千本東入元四丁目430番地の2	西陣児童館	京都市上京区元誓願寺通千本東入元四丁目432	23,009,536
社会福祉法人 平松の会	京都市左京区岩倉中在地町32番地	村松児童館	京都市左京区岩倉中在地町31番地の3	19,306,190
社会福祉法人 六満学園	京都市中京区六角通大宮西入三条大宮町242番地	洛中児童館	京都市中京区六角通大宮西入三条大宮町242番地	22,666,224
宗教法人 日本基督教団京都教会	京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町197番地	同心児童館	京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町197番地	25,741,614
宗教法人 正林寺	京都市東山区渋谷通東大路東入三丁目上馬町553番地	小松谷児童館	京都市東山区渋谷通東大路東入三丁目上馬町553番地	21,575,272
社会福祉法人 大宅福祉会	京都市山科区大宅五反畑町69番地の5	大宅児童館	京都市山科区大宅五反畑町69番地の13	32,412,997
社会福祉法人 常盤福祉会	京都市山科区東野南井上町9番地の2	山階南児童館	京都市山科区東野門口町30番地の1	29,922,791
社会福祉法人 下京ひかり保育園・児童館	京都市下京区中堂寺前田町7番地の3	下京ひかり児童館	京都市下京区中堂寺前田町7番地の3	27,194,830
社会福祉法人 カトリック京都司教区カリタス会	京都市中京区河原町通り三条上ノ下丸屋町423番地	希望の家児童館	京都市南区東九条東岩本町31番地	27,642,824
社会福祉法人 清和園	京都市南区久世川原町79番地	祥栄児童館	京都市南区久世川原町79番地	26,185,267
社会福祉法人 向上社	京都市右京区西院北矢掛町22番地	向上社児童館	京都市右京区西院北矢掛町22番地	30,251,320
社会福祉法人 桂・川島児童センター	京都市西京区川島栗田町40番地の4	桂児童館	京都市西京区川島栗田町40番地の4	27,005,821
社会福祉法人 上総福祉会	京都市北区小山上総町7番地	大原野児童館	京都市西京区大原野上里北ノ町1308番地の2	28,149,929
社会福祉法人 つみき福祉会	京都市西京区松室荒堀町126番地	つみき児童館	京都市西京区松室荒堀町127番地	23,694,070
社会福祉法人 桂朝日福祉会	京都市西京区桂北滝川町30番地	桂東児童館	京都市西京区桂浅原町129番地の1	25,016,340
社会福祉法人 醍醐福祉会	京都市伏見区醍醐中山町39番地の13	中山児童館	京都市伏見区醍醐中山町46番地	26,148,466
池田児童館運営委員会	京都市伏見区醍醐池田町4番地	池田児童館	京都市伏見区醍醐池田町4番地	27,860,342
社会福祉法人 白菊福祉会	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の59	白菊児童館	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の59	21,145,486
うずらの里児童館運営委員会	京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地	うずらの里児童館	京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地	30,578,403
社会福祉法人 美樹和会	京都市伏見区桃山町大島38番地の110	みざわ児童館	京都市伏見区桃山町大島38番地の110	24,672,304
社会福祉法人 志心福祉会	京都市伏見区石田川向町1番地の7	はなぶさ児童館	京都市伏見区石田川向町1番地の7	20,915,130
桃の里児童館運営委員会	京都市伏見区淀際目町555番地	桃の里児童館	京都市伏見区淀際目町555番地	25,616,124
一般社団法人 京都市母子寡婦福祉連合会	京都市左京区下鴨北野々神町26番地北山ふれあいセンター京都市ひとり親家庭支援センター内	あひ鳥児童館	京都市伏見区下鳥羽東柳長町33番地	20,556,885
社会福祉法人 健光園	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地	ももやま児童館	京都市伏見区桃山町立売1番の6	24,178,827
社会福祉法人 京都福祉サテライト協会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	塔南の園児童館	京都市南区西九条菅田町4番地の2	27,609,342
社会福祉法人 京都社会事業財団	京都市西京区山田平尾町17番地	松陽児童館	京都市西京区山田平尾町51番地の28	21,472,243
社会福祉法人 妙秀福祉会	京都市北区鷹峯黒門町15番地2	みょうしゅう児童館	京都市北区鷹峯黒門町15番地2	23,737,172
社会福祉法人 深草福祉会	京都市伏見区深草僧坊町54番地の3	ふかくさ輝つ児童館	京都市伏見区深草僧坊町54番地の3	23,338,632
宗教法人 天得院	京都市東山区本町15丁目802	東福寺児童館	京都市東山区本町15丁目802	18,676,125
特定非営利活動法人 フォーラムひこばえ	京都市右京区宇多野福王子町45番地2	うたの・ひこばえ児童館	京都市右京区宇多野福王子町45番地2	20,409,013
社会福祉法人 鏡陵福祉会	京都市山科区御陵荒巻町50番地1	陵ヶ岡児童館	京都市山科区御陵岡町36番地1	22,671,249
一元化民設計 36委託先		39児童館		961,243,431

委託先名称	委託先住所	児童館名称	児童館所在地	契約金額
宗教法人 だん王法林寺	京都市左京区川端通三条上ノ法林寺門前町36番地	だん王児童館	京都市左京区三条大橋東入法林寺門前町36番地	18,062,058
単独民設計 1委託先		1児童館		18,062,058

合 計	979,305,489
-----	-------------

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度児童館・学童保育所職員研修の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階
公益社団法人 京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）
14,155,000円
- 7 契約内容
京都市学童クラブ事業における職員研修事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、学童クラブ事業を委託している児童館・学童保育所職員を対象としており、実施に当たっては、児童館・学童クラブ事業の内容を十分に理解していることが求められるとともに、各児童館・学童保育所との連絡調整及び研修に関する調査研究等が必要となる。よって契約の性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項2号に基づき、随意契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都市児童館学童連盟は、本市の児童館・学童クラブ事業を受託している社会福祉法人等の団体により構成されており、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び事業内容の向上等を目的としていることから、上記の点に鑑み委託を行う。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階
公益社団法人 京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）
114,779,251円
- 7 契約内容
京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、学童クラブ事業を委託している児童館・学童保育所を対象としており、実施に当たっては、学童クラブ事業の内容及び障害のある児童に対する十分な理解が求められるとともに、各児童館・学童保育所との連絡調整及び指導が必要不可欠である。障害のある児童の介助者要請及び派遣は、専門的な知識と技術を要し、価格競争だけでは実施ができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都市児童館学童連盟は、本市の児童館・学童クラブ事業を受託している社会福祉法人等の団体により構成されており、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び事業内容の向上等を目的としていることから、上記の点に鑑み委託を行う。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区丸太町通日暮西入西院町747番地の20
社会福祉法人 信愛保育園
- 6 契約金額（税込み）
12,818,239円
- 7 契約内容
学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
学童保育所における学童クラブ事業は、昼間留守家庭における低学年児童の放課後の安全な居場所を提供するものであり、事業の実施に際しては、児童の健全育成に対して深い理解をもつことと、地域の関係機関と密接な関係を築いていくことが求められる。
よって、契約内容は、専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先は、児童の健全育成に対して深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められる。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度中高生と赤ちゃんととの交流事業の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）
5,000,000円
- 7 契約内容
中高生と赤ちゃんととの交流事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、中高生が赤ちゃんと出会い、触れ合うことにより、他者に対する関心を深め、赤ちゃんに対する愛情の醸成等を通じ、中高生の健全育成を図るとともに、将来、子育てに関わる際の貴重な予備体験の機会を提供することにより、育児不安からくる虐待の予防につなげることを目的とする。
よって、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、委託契約を随意契約で行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業の実施場所としては児童館が最適であり、委託先は、地域における子育て支援及び児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの児童館運営における実績に鑑みて能力を有すると認められる。
- 11 その他

平成31年度中高生と赤ちゃんとのお交流事業実施児童館一覧

行政区	施設名	施設所在地	委託先名称	委託先所在地	委託料
北区	たかつかさ児童館	京都市北区大將軍坂田町8番地1	社会福祉法人京都保育センター	京都市北区大將軍坂田町8番地1	100,000
	京都市西賀茂児童館	京都市北区大宮薬師山東町13番地の17	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	100,000
	京都市上賀茂児童館	京都市北区上賀茂烏帽子ケ垣内町24番地	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	100,000
上京区	京都市上京児童館	京都市上京区今小路通御前東入西今小路町797番地	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	100,000
	京都市室町児童館	京都市上京区室町通上立売上る東入柳園子町301番地	社会福祉法人京都社会福祉協会	京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町519番地	100,000
左京区	京都市養正児童館	京都市左京区田中玄京町30番地	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	100,000
	京都市修学院児童館	京都市左京区一乗寺燈籠本町26番地	京都市修学院児童館運営委員会	京都市左京区一乗寺燈籠本町26番地	100,000
	村松児童館	京都市左京区岩倉中在地町31番地の3	社会福祉法人平松の会	京都市左京区岩倉中在地町32番地	100,000
	京都市葵児児童館	京都市左京区下鴨北野々神町26番地	一般社団法人京都市母子寡婦福祉連合会	京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター 京都市ひとり親家庭支援センター内	100,000
	京都市北白川児童館	京都市左京区北白川上別当町39番地の5	社会福祉法人健光園	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地	100,000
	京都市錦林児童館	京都市左京区岡崎入江町8番地	社会福祉法人京都福祉サービス協会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	100,000
	京都市御前児童館	京都市中京区壬生東淵田町29番地	一般社団法人京都御前福祉会	京都市中京区壬生東淵田町29番地	100,000
中京区	京都市じゅらく児童館	京都市中京区聚楽廻松下町9番地の4	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	100,000
	同心児童館	京都市中京区富小路通二条下る俵屋町197番地	宗教法人日本基督教団京都教会	京都市中京区富小路通二条下る俵屋町197番地	100,000
	京都市新道児童館	京都市東山区大和大路通四条下る4丁目小松町130番地	社会福祉法人洛和福祉会	京都市伏見区桃山町大島38番地の528	100,000
東山区	京都市今熊野児童館	京都市東山区今熊野日吉町48番地の34	公益社団法人京都市児童館学童連盟	京都市南区東九条東山王町27番地	100,000
	陵ヶ岡児童館	京都市山科区御陵岡町36番地の1	社会福祉法人鏡陵福祉会	京都市山科区御陵荒巻町50番地の1	100,000
山科区	京都市勤修児童館	京都市山科区西野山中臣町38番地 折上神社内	京都市勤修児童館運営委員会	京都市山科区西野山中臣町38番地 折上神社内	100,000
	京都市四ノ宮児童館	京都市山科区四ノ宮神田町26番地	公益社団法人京都市児童館学童連盟	京都市南区東九条東山王町27番地	100,000
	大宅児童館	京都市山科区大宅五反畑町69番地の13	社会福祉法人大宅福祉会	京都市山科区大宅五反畑町69番地の5	100,000
	山階南児童館	京都市山科区東野南門口町30番地の1	社会福祉法人常盤福祉会	京都市山科区東野南井上町9番地の2	100,000
	京都市修徳児童館	京都市下京区新町通松原下る雷町110番地の1	社会福祉法人京都福祉サービス協会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	100,000
下京区	京都市七条第三児童館	京都市下京区西七条西石ケ坪町5番地	公益社団法人京都市児童館学童連盟	京都市南区東九条東山王町27番地	100,000
	京都市洛陽児童館	京都市南区吉祥院西定成町35番地	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	100,000
南区	京都市中唐戸児童館	京都市南区上鳥羽南唐戸町28番地	京都市中唐戸児童館運営委員会	京都市南区上鳥羽南唐戸町28番地	100,000
	南大内児童館	京都市南区八条寺ノ内町5番地	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	100,000
	塔南の園児児童館	京都市南区西九条菅田町4番地の2	社会福祉法人京都福祉サービス協会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	100,000
	京都市御室児童館	京都市右京区花園天授ヶ岡町3番地の15	社会福祉法人京都保育センター	京都市北区大將軍坂田町8番地1	100,000
右京区	京都市山ノ内児童館	京都市右京区山ノ内宮脇町12番地の2	社会福祉法人宏量福祉会	京都市右京区山ノ内宮脇町9番地の2	100,000
	京都市嵯峨児童館	京都市右京区嵯峨折戸町28番地の9	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	100,000
	京都市嵯峨野児童館	京都市右京区嵯峨野秋街道町35番地の1	社会福祉法人積慶園	京都市西京区榎原角田町1番地の42	100,000
	京都市葛野児童館	京都市右京区西京極葛野町3番地	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	100,000
	京都市梅津北児童館	京都市右京区梅津開キ町18番地	公益社団法人京都市児童館学童連盟	京都市南区東九条東山王町27番地	100,000
	福西児童館	京都市西京区大枝南福西町一丁目2番地	社会福祉法人京都社会福祉協会	京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町519番地	100,000
西京区	京都市桂坂児童館	京都市西京区御陵大枝山町四丁目30番地	社会福祉法人京都社会福祉協会	京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町519番地	100,000
	京都市境谷児童館	京都市西京区大原野西境谷町三丁目5番地	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	100,000
	京都市嵐山東児童館	京都市西京区嵐山東海道町47番地の1	社会福祉法人京都社会福祉協会	京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町519番地	100,000
	京都市桂川児童館	京都市西京区桂上野西町273番地	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	100,000
	京都市川岡東児童館	京都市西京区下津林東般若町44番地	社会福祉法人積慶園	京都市西京区榎原角田町1番地の42	100,000
	京都市住吉児童館	京都市伏見区大和町568番地	一般社団法人京都市母子寡婦福祉連合会	京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター 京都市ひとり親家庭支援センター内	100,000
	京都市深草児童館	京都市伏見区深草池ノ内町2番地	社会福祉法人洛和福祉会	京都市伏見区桃山町大島38番地の528	100,000
伏見区	京都市淀児児童館	京都市伏見区淀池上町131番地の1	社会福祉法人淀福祉会	京都市伏見区淀池上町151番地の10	100,000
	京都市納所城之内児童館	京都市伏見区納所薬師堂27番地	社会福祉法人京都社会福祉協会	京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町519番地	100,000
	うずらの里児童館	京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地	うずらの里児童館運営委員会	京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地	100,000
	城南児童館	京都市伏見区向島藤ノ木町85番地7	社会福祉法人京都社会福祉協会	京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町519番地	100,000
	京都市羽東師児童館	京都市伏見区羽東師志水町138番地の6	社会福祉法人京都社会福祉協会	京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町519番地	100,000
	はなぶさ児童館	京都市伏見区石田川向町1番地の7	社会福祉法人 志心福祉会	京都市伏見区石田川向町1番地の7	100,000
	京都市醍醐中央児童館	京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	100,000
	ももやま児童館	京都市伏見区桃山町立売1番地の6	社会福祉法人健光園	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地	100,000
	京都市向島南児童館	京都市伏見区向島津田町91番地の5	社会福祉法人向島保育園	京都市伏見区向島本丸町68番地	100,000
					5,000,000

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業委託料
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）
114,057,500円
- 7 契約内容
特定非営利活動法人等の市民団体やボランティア等と連携・協力して、主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することや地域の子育て支援活動を支援することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、身近な地域の子育て支援機能の充実を図る。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約内容が地域における子育て支援に関する事業の委託であり、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
要綱第2条に基づき、従来からの地域における子育て支援活動の実績を踏まえ、適切な事業運営が確保できると認められる委託先は、18団体であるため。
- 11 その他

平成30年度京都市子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業委託先一覧

運営団体(委託先)					拠点施設	
種別	名称	施設名称	委託料	住所	郵便番号	住所
社会福祉法人	積慶園	ほっこりスペース	¥6,366,000	京都市西京区榎原角田町1-42	〒616-8153	京都市右京区太秦面影町20-45
社会福祉法人	大宅福祉会	きつずる一む おおやけ	¥6,366,000	京都市山科区大宅五反畑町69-5	〒607-8178	京都市山科区大宅五反畑町69-5
社会福祉法人	京都老人福祉協会	稲荷の家 ほっこり	¥6,366,000	京都市伏見区大亀谷東古御香町59・60	〒612-0014	京都市伏見区深草稲荷鳥居前町17-4
医療法人社団	中部産婦人科医院	中部はすの実ひろば	¥6,366,000	京都市伏見区向島二ノ丸町151-44	〒612-8141	京都市伏見区向島二ノ丸町151-44 中部産婦人科医院内
	「ハートの家族」運営委員会	ハートの家族	¥5,835,500	京都市伏見区羽束師菱川町555-29	〒612-8487	京都市伏見区羽束師菱川町555-29
特定非営利活動法人	チャイルドライン京都	格致つどいの広場	¥6,366,000	京都市山科区御陵久保町52-24 2F	〒600-8383	京都市下京区大宮通綾小路下る綾大宮町51-2 洛友中学校1階
特定非営利活動法人	山科醍醐こどものひろば	げんきスポット0-3(ぜろさん)	¥6,366,000	京都市山科区竹鼻堂ノ前町18-1	〒607-8074	京都市山科区音羽乙出町14
宗教法人	随林寺	随林寺つどいの広場	¥6,366,000	京都市南区西九条東島町21	〒601-8432	京都市南区西九条東島町15-1
一般社団法人	京都市母子寡婦福祉連合会	ほっこりはあと出町	¥6,366,000	京都市左京区下鴨北野々神町26 北山ふれあいセンター 京都市ひとり親家庭支援センター内	〒602-0827	京都市上京区榊形通出町西入る相生町98
	どんぐり広場子育て支援事業運営委員会	どんぐり広場	¥6,366,000	京都市左京区新聞之町二条下ル頭町351	〒606-8354	京都市左京区新聞之町二条下ル頭町351
特定非営利活動法人	京都子育てネットワーク	いっぼ	¥6,366,000	京都市伏見区深草願成町32-2	〒615-8075	京都市西京区桂巽町75-5 桂小学校内 ふれあいサロン3階
	大原自治連合会	つどいの広場 ぴーちくぱーちく	¥6,366,000	京都市左京区大原大長瀬町179 大原公民館内	〒601-1242	京都市左京区大原来迎院町22 京都大原学院内
社会福祉法人	宏量福祉会	ひだまり・ホット・みやこ	¥6,366,000	京都市右京区山ノ内宮脇町9-2	〒615-0005	京都市右京区西院春栄町3-2
社会福祉法人	京都老人福祉協会	墨染つどいの広場 ほっこり	¥6,366,000	京都市伏見区大亀谷東古御香町59・60	〒612-0049	京都市伏見区深草中ノ島町4-10
社会福祉法人	浄正寺福祉会	フレンドリーハウス西八条	¥6,366,000	京都市下京区七条御所ノ内南町49	〒600-8864	京都市下京区七条御所ノ内本町56
	おひさまルーム子育て支援事業運営委員会	おひさまルーム	¥6,366,000	京都市上京区千本通上長者町上る百万遍町89 ツナムラ整体2F	〒602-8276	京都市上京区千本通上長者町上る百万遍町89 ツナムラ整体2F
社会福祉法人	健光園	嵯峨ひかり広場	¥6,366,000	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12	〒616-8417	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12 健光園内
特定非営利活動法人	アレルギーネットワーク京都 びいちゃんねっと	びいちゃん	¥6,366,000	京都市中京区姉西洞院町542 サンフィールドビル3階	〒604-8273	京都市中京区姉西洞院町542 サンフィールドビル3階

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度地域若者サポートステーション事業委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地 京都市中央青少年活動センター内
公益財団法人京都市ユースサービス協会
- 6 契約金額（税込み）
6,600,000円
- 7 契約内容
相談支援事業，職業ふれあい事業及び広報事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
地域若者サポートステーション事業は，地域若者サポートステーション事業実施要綱において，一定期間無業の状態にある若者の職業的自立を促進することを目的として，国及び地方公共団体が協働で行うこととされており，それぞれの役割分担の下，地域若者サポートステーション事業の基盤的事項は国からの認定事業とし，それ以外の地域の実情に応じて実施する事項は各自治体が措置すると位置付けられている。本事業を効率的かつ効果的に実施するためには，国からの認定事業及び地方公共団体からの委託事業を一体的に運営できること，また若年無業者の職業的自立支援に関する実績があることが必要である。したがって，本事業実施の委託については，その性質又は目的が競争入札に適していないため，地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2－（1）－ウに基づき，随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業については，平成18年度以降，公益財団法人京都市ユースサービス協会が，国（厚生労働省職業能力開発局長）から受託し，「京都若者サポートステーション」を開設して実施しており，

平成31年度においても国から事業者として選定され、受託することが決定していたため、本業務の委託先を公益財団法人京都市ユースサービス協会とした。

11 その他